

障 第 5 4 0 号

令和7年10月21日

障害児通所支援事業所 管理者 殿

富山県厚生部障害福祉課長

(公 印 省 略)

障害児通所支援に係る自己評価結果等公表の届出について（依頼）

平素より本県の障害福祉行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこととされました。また、指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこととされたところです。

つきましては、「富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の規定により、事業者は、提供する児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援の質について自ら評価を行うとともに、利用する障害児の保護者による評価を受けて改善を行い、その内容をおおむね1年に1回以上公表する必要があることから、下記により、自己評価結果等の公表について届出をお願いします。

なお、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について県に届出がなされていない場合は、障害児全員について所定单位数の15パーセントの減算が適用されます。

記

1 届出が必要となる障害児通所支援サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
（共生型、基準該当を含む。）

2 届出方法及び提出期限

提出方法：電子申請フォームから届出をお願いします。

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/8RJT6f5s>



提出期限：令和8年2月2日（月）

※提出期限までに公表できない場合は、「今後、公表予定」を選択してください。
年度内に公表後、改めて公表日を記入した届出書を、電子メール又は郵送にて提出してください。

※令和7年5月1日以降に新規登録を行った事業所については、上記の届出期限に関わらず、新規指定の日から1年以内に自己評価結果等を公表し、県へ届出を行ってください。

（電子申請による申請が困難な場合）

電子メール又は郵送にて、下記の書類を提出してください。

＜提出書類＞ 「02_【様式】自己評価結果等の公表にかかる届出書」

※「公表日」には、HP等に公表した日を記入してください。

※届出期限までに公表できない事業所においては、公表日欄に「公表予定」と記入し提出してください。年度内に公表後、改めて公表日を記入した届出書を提出してください。

※HP以外で公表する場合、以下の2点も併せて提出してください。

- ・公表している「自己評価結果等を受けて図った改善の内容」、「自己評価結果」、「保護者による評価」及び「訪問先評価結果」（保育所等訪問支援事業所のみ）
- ・公表している状況がわかるもの（写真など）

＜提出先＞ 富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係

・E-mail：ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

・送付先：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

3 その他

- ・令和7年度に実施したものについて届出をしてください。
（公表した日が分かるように公表結果にも記載をお願いいたします。）
- ・具体的な事務の流れについては、別添「対応フローチャート」をご確認願います。
- ・根拠規定については、別添「04_国留意事項通知（一部抜粋）」及び「05_富山県条例第72号（一部抜粋）」をご確認願います。
- ・実施方法等については、国の事務連絡「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」及び各種ガイドライン（「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」）を参照してください。
- ・自己評価表等は、事業所ごとに作成してください。
- ・多機能型事業所においては、サービスごとに評価結果を公表してください。

- ・該当サービスの利用児童がいない場合も、自己評価結果の公表が必要です。
- ・基準該当事業所においては、登録市町村より別途ご案内がありますので、登録市町村の担当課へ届出してください。
- ・富山市所在の事業所（児童発達支援センターを除く）においては、富山市こども健康課より別途ご案内がありますので、届出方法等をご確認の上、富山市こども健康課へ届出してください。

【事務担当】

地域生活支援係 本田

TEL:076-444-3213 FAX:076-444-3494